

## 目 次

会期日程表 .....	1
陳情文書表 .....	3
第 1 号 (9月13日)	
開会、散会の日時 .....	5
出席議員 .....	5
欠席議員 .....	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	5
事務局出席者 .....	5
議事日程 .....	6
開会及び開議の宣告 .....	8
会議録署名議員の指名 .....	8
会期の決定 .....	8
諸般の報告 .....	8
行政報告 .....	8
承認第6号の上程、説明 .....	9
議案第35号の上程、説明 .....	10
議案第36号の上程、説明 .....	11
議案第37号の上程、説明 .....	12
議案第38号の上程、説明 .....	13
議案第39号の上程、説明 .....	14
議案第40号の上程、説明 .....	14
議案第41号の上程、説明 .....	15
議案第42号の上程、説明 .....	17
議案第43号の上程、説明 .....	17
議案第44号の上程、説明 .....	18
議案第45号の上程、説明 .....	18
認定第1号の上程、説明 .....	19
認定第2号の上程、説明 .....	20
認定第3号の上程、説明 .....	22
認定第4号の上程、説明 .....	22
認定第5号の上程、説明 .....	23
認定第6号の上程、説明 .....	24
報告第7号の上程、報告 .....	25
報告第8号の上程、報告 .....	25
報告第9号の上程、報告 .....	26

散会の宣告 .....	26
第 2 号 (9月14日)	
開議、散会の日時 .....	27
出席議員 .....	27
欠席議員 .....	27
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	27
事務局出席者 .....	27
議事日程 .....	28
開議の宣告 .....	29
一般質問 .....	29
大 城 邦 彦 議員 .....	29
散会の宣告 .....	35
第 3 号 (9月15日)	
開議、散会の日時 .....	37
出席議員 .....	37
欠席議員 .....	37
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	37
事務局出席者 .....	37
議事日程 .....	38
開議の宣告 .....	39
承認第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	39
議案第35号の質疑、委員会付託 .....	39
議案第36号の質疑、委員会付託 .....	41
議案第37号の質疑、委員会付託 .....	41
議案第38号の質疑、委員会付託 .....	41
議案第39号の質疑、委員会付託 .....	42
議案第40号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	42
議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	42
議案第42号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	43
議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	43
議案第44号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	44
議案第45号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	44
議案第46号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	45
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	55
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	56
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	57

認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	57
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	57
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	58
諸般の報告 .....	59
散会の宣告 .....	59

#### 第 4 号 (9月22日)

開議、閉会の日時 .....	61
出席議員 .....	61
欠席議員 .....	61
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	61
事務局出席者 .....	61
議事日程 .....	62
開議の宣告 .....	63
議案第35号及び議案第37号～議案第38号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	63
議案第36号及び議案第39号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	65
議案第41号及び議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	67
議案第40号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	69
陳情第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	73
陳情第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	74
意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	75
閉会の宣告 .....	78
署名議員 .....	78

令和4年第6回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 令和4年9月13日  
会期10日間  
閉会 令和4年9月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月13日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・承認・議案提案説明・報告3件
9月14日	水	本会議	午前10時	一般質問
9月15日	木	本会議	午前10時	承認第6号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第35号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第36号質疑、総務常任委員会付託 議案第37号及び第38号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第39号質疑、総務常任委員会付託 議案第40号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第41号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第42号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第43号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第44号及び第45号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第46号塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 認定第1号～第6号質疑、決算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第35号、第37号及び第38号経済建設常任委員会(説明～採決) 陳情第12号経済建設常任委員会(検討～採決)
9月16日	金	委員会	午前10時	議案第36号及び第39号総務常任委員会(説明～採決) 陳情第11号総務常任委員会(検討～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第41号及び第43号予算審査特別委員会(説明～採決)
9月17日	土	休 会		
9月18日	日	休 会		
9月19日	月	休 会		
9月20日	火	委員会	午前10時	議案第40号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会(説明～検討)

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月21日	水	委員会	午前10時	議案第40号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～採決)
9月22日	木	本会議	午前10時	議案第35号、第37号及び第38号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第36号及び第39号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第41号及び第43号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第40号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 建設常任委員会委員長報告（陳情）質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告（陳情）質疑、討論、表決 意見書等の処理（閉会）

会期日数 10日間 本会議日数 4日間 委員会日数 3日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
11	令和4年7月12日	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情	全駐留軍労働組合沖縄地区本部 執行委員長 與那覇 栄蔵	経済建設常任委員会
12	令和4年8月23日	持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請	沖縄県農業協同組合 経営管理委員会会長 嘉数 康雄 代表理事理事長 前田 典男 経営管理委員 金城 一富 支店運営委員副会長 比嘉 悟 大宜味支店長 平良 辰克	総務常任委員会



# 令和4年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和4年9月13日

## 1. 開会、散会の日時

開 会 (令和4年9月13日 午前10時00分)

散 会 (令和4年9月13日 午前11時37分)

## 2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 真喜志 亮

総 務 課 長 宮 城 豊 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸



6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第5号))	提案説明
6	議案 第35号	財産の貸付について(カシアの試験栽培)	提案説明
7	議案 第36号	財産の貸付について(長寿と癒しの森エリア)	提案説明
8	議案 第37号	令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について	提案説明
9	議案 第38号	大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について	提案説明
10	議案 第39号	財産の取得について(大宜味村新庁舎什器・議場家具購入)	提案説明
11	議案 第40号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
12	議案 第41号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)	提案説明
13	議案 第42号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	提案説明
14	議案 第43号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	提案説明
15	議案 第44号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	提案説明
16	議案 第45号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	提案説明
17	認定 第1号	令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
18	認定 第2号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
19	認定 第3号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	認定 第4号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
21	認定 第5号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
22	認定 第6号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提案説明
23	報告 第7号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報告
24	報告 第8号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
25	報告 第9号	令和3年度決算に基づく資金不足比率について	報告

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。  
ただいまから令和4年第6回大宜味村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 大城佐一議員及び2番 宮城良治議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から9月22日までの10日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりでございます。  
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。  
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通ししてください。  
次に7月14日に安里重和議員から、7月31日付で辞職の申出があり、7月28日に辞職の許可をいたしましたので報告します。  
これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。  
村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。  
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。

令和4年第6回定例会を招集したところ、全議員の出席の下、開会できますことを心から感謝申し上げます。

なお、11日の議会議員選挙において、現職議員全員の当選おめでとうございます。

それでは行政報告を行います。

6月25日に蟹江町観光協会と本村観光協会のPR等包括連携締結式をいたしました。

7月1日、村商工会役員の来訪があり、村製品の優先使用の要請がありました。

7月6日、東京大倉集古館において芭蕉布特別館に出席をしました。

同日、横浜みらい駅にて、おきなわグラフと吉本興業共同の沖縄展のオープニングセレモニーに出席をしました。

11日には、県工業連合会より県産品優先使用の要請を受けました。

19日から21日まで、北部市町村長の研修があり、広島県で北部テーマパーク事業を展開している代表より進捗状況の報告を受ける。報告では令和7年7月頃の開業を予定しているとのことでした。

22日には北部市町村4役で東京にて国立自然史博物館の設立サポーター要請を行ってきました。

8月5日には、沖縄郵政よりオリジナル切手の贈呈がありました。

9日から19日まで、山形県において山の日全国大会へ課長、係長の3人で参加をしました。令和5年度は沖縄大会のため引継ぎを行いました。

16日は、本部町でシークワサーの初出荷式がありました。

なお、その他のことにつきましては、スケジュール表を御参照ください。また、入札結果の報告等を添付いたしています。

以上で報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎承認第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、6月補正において計上したマイクロツーリズムクーポン事業について、現在の感染状況を鑑み今年度分の事業を中止し、地域経済回復支援事業による支援策へ組み替えを行うため、緊急に一般会計補正予算を編成する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年8月19日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、本議会で報告し承認を求めます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第35号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第35号 財産の貸付について（カシアの試験栽培）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第35号 財産の貸付について（カシアの試験栽培）

次のとおり財産を貸付したいので、議会の議決を求める。

1 貸付をする財産

所在 大宜味村字喜如嘉柚山3131番地1の一部

地目 山林

面積 1,000㎡

所在 大宜味村字根路銘棚原山2268番地1の一部

地目 山林

面積 1,000㎡

2 貸付の相手

住所 東京都板橋区宮本町38-8

名称 エスビー食品株式会社

氏名 スパイスコントロール室長 佐竹 良昭

3 貸付の条件

村が所有するカシア林から採取する種苗を使用して、上記指定場所にカシアの試験栽培を行い、大宜味村内でカシアの産地化に向けた検討を行う。貸付ける土地を使用するものとし、他の目的に供してはならない。

4 貸付の期間

令和4年10月1日から令和14年9月30日までとする。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

カシアの試験栽培を実施することで、本村からカシアの産地化を目指し、地域活性化に寄与することが見込まれることから財産の貸付を行いたいので、大宜味村林野条例（1968年条例第1号）第22条及び第23条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

後、課長のほうから内容説明をさせます。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

（大嶺 実産業振興課長 登壇）

○ 産業振興課長（大嶺 実） 議案第35号 財産の貸付について（カシアの試験栽培）の補足説明をさせていただきます。

契約書の貸付相手及び貸付の条件に記載されているとおり、村が所有するカシア林から採取する種苗を使用して、エスビー食品株式会社が2か所の指定箇所、各1,000㎡に試験栽培を行い、大宜味村内で

のカシア栽培化に向けた検討を行うのが大きな目的であります。

初年度、令和4年度は苗50本を植え付け、令和5年度以降はカシアの苗生産の検討を行います。

カシア林の詳しい契約内容及び経緯については、委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第36号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第36号 財産の貸付について（長寿と癒しの森エリア）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第36号 財産の貸付について（長寿と癒しの森エリア）

次のとおり財産を貸付したいので、議会の議決を求める。

1 貸付をする財産

所在 大宜味村字根路銘棚原山2268番地20の一部、21、160、161、162、165、166、167、168、169、170

押川押川山640番地45、47、49、114の一部、345、346、354

地目 山林

面積 9万9,500㎡以内

2 貸付の相手

住所 大宜味村字饒波2216番地1

名称 大宜味サーキュラービレッジ株式会社

氏名 代表取締役 饒平名 知育

3 貸付の条件

別紙「長寿と癒しの森エリア」活用事業基本協定書に基づく

4 貸付の期間

令和4年10月1日から令和24年3月31日までとする。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

長寿と癒しの森整備計画地について、民間活力による産業の活性化と、その波及による経済循環及び定住促進に繋げることを目的に財産の貸付を行いたいので、大宜味村林野条例（1968年条例第1号）第27条第2項の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 議案第36号、補足説明をさせていただきます。説明資料の14ページをお開きください。

本件につきましては、大保ダム建設に伴い、その効果を地域に波及を図る村づくりのプロジェクトとして、平成12年に村民の森構想があり、その後、長寿と癒しの森整備計画として、村の重点プロジェクトにも位置づけられてきましたが、民間活力により効果を高めることが期待できるものとして、企業誘致の方策を定め、令和3年12月に企画提案型で一般公募を行いました。

応募があったのは当該事業者の1者でありましたが、選考委員会を設置して、当該事業者の提案の良し悪しについて検討され、事業提案については期待ができるが、資金計画について再度確認が必要であるとのことの答申を受けました。

庁内委員会において、それを精査し、検討し、事業内容については、村がこれまでに策定してきた計画が踏襲された内容で、かつ、村の特産を扱う事業の展開による波及効果が望めるものであるということで、令和4年6月7日に庁議にて優先交渉権者として決定し、7月8日に基本協定を締結しております。

事業内容につきましては、説明資料の28ページからの提案書を御参照ください。

そのほか、説明資料としまして、応募申請書一式、履歴事項全部証明書、基本協定書、範囲図、契約書の案、募集要項を添付してございます。

その他の内容につきましては、委員会にて説明させていただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第37号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第37号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億263万円
- 4 契約の相手 大宜味村字白浜442-657  
有限会社 山城建設  
代表取締役 山城 小代美

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が

必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、本工事の路線は根路銘集落と上原集落を結ぶ道路で、沈下等による舗装版の亀裂など路面状況が悪く、のり面からの落石も見られ、民間や通行車両にも危険な状況となっており、早急な整備が必要であります。

道路を改築することにより、緊急時及び地域住民の安全確保と地域利便性向上を図る目的で実施する。

工事場所は、根路銘地内でございます。工事概要は、道路改良工事延長121.4メートルとなっております。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第38号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第38号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について

大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 大宜味村新庁舎建設外構工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億10万円
- 4 契約の相手 大宜味村字喜如嘉1117番地の1  
株式会社 丸孝組  
代表取締役 前田 孝明

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、本工事は現在実施している大宜味村新庁舎整備事業の外構工事となっております。

工事の主な内容が、舗装工事、面積2,727平方メートル、擁壁工一式、排水溝、延長が476メートルとなっております。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議よろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---



◎議案第39号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎什器・議場家具購入）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎什器・議場家具購入）次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 新庁舎什器・議場家具一式
- 2 取得の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得金額 金1億318万円
- 4 契約の相手 那覇市字仲井真400番1 海邦産業ビル2階  
株式会社 エマオ  
代表取締役 安次富 淳子

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第3条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 議案第39号の補足説明をさせていただきます。説明資料77ページをお開きください。

目的としまして、大宜味村新庁舎建設に伴い、住民福祉・サービスの向上に資すること及び社会環境の変化により、執務空間及び議場の備品等設備に求められる機能を充足させることを目的に、大宜味村新庁舎什器・議場家具を整備するものです。

村単独予算であります。事業費としては、地方債を充当いたします。

なお、契約書、仕様書、入札結果報告書を添付しております。

また、納期限につきましては、令和5年3月29日となっております。

詳しい内容につきましては、委員会にて説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第40号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第40号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第40号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

(福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇)

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) 議案第40号の補足説明をさせていただきます。

内容説明ですが、説明資料103ページをお開きください。

下段の右から3番目、決算に基づく収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益としての未処分利益剰余金が273万1,684円となっております。

令和2年度分までは、特定目的の積立金である減債積立金と利益積立金、建設改良積立金、一般会計村負担金への還付として利益剰余金として、処分を行ってまいりましたが、令和3年度分から県の指導もいただき、建設改良積立金に131万6,684円として積み立てるものと、未処分利益剰余金の組入れとして141万5,000円を、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものであります。

詳しい内容につきましては、委員会にて説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第12 議案第41号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第41号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)

令和4年度大宜味村の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,420万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,117万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第41号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)の概要を説明します。

今回の予算の補正は、2億5,420万2,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書1ページをお開きください。

10款地方交付税9,209万1,000円の増額ですが、普通交付税決定に伴うものです。

14款国庫支出金1,354万3,000円の増額ですが、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増によるものです。

15款県支出金2,092万4,000円の増額ですが、主に農林水産業施設災害復旧費補助金によるものです。

19款繰越金1億2,770万1,000円を増額しています。

20款諸収入224万1,000円の増額ですが、介護保険広域連合精算償還金によるものです。

以上が歳入の主な概要となっております。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。予算書は2ページをお願いします。

職員人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

2款総務費2,497万2,000円の増額ですが、主なものとして、税公金出納期導入事業及び空家対策計画等策定業務委託によるものです。

3款民生費419万3,000円の増額ですが、主なものとして、放課後児童健全育成事業補助金及び子育て世帯への臨時特別給付事業返還金によるものです。

4款衛生費420万8,000円の増額ですが、主なものとして、簡易水道事業特別会計繰出金の増によるものです。

6款農林水産業費881万1,000円の増額ですが、主なものとして、緊急自然災害防止対策事業によるものです。

8款土木費250万5,000円の増額ですが、主なものとして、道路維持費及び住宅管理費における修繕費の増によるものです。

予算書3ページをお開きください。

10款教育費316万円の減額ですが、主なものとして、西会津町体験翼交流事業の減によるものです。

11款災害復旧費2,429万9,000円の増額ですが、農林水産施設災害復旧費によるものです。

13款諸支出金6,385万1,000円の増額ですが、財政調整基金によるものです。

以上が歳出の主な概要です。

4ページには第2表債務負担行為、5ページに第3表地方債の補正を記載しています。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第42号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第42号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第42号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,935万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,142万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で1款国民健康保険税194万4,000円、5款県支出金2,364万1,000円の増、8款繰入金200万円の減、9款繰越金7,527万円の増、歳出で2款保険給付費2,414万3,000円、予備費に7,477万5,000円の増となっております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第43号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第43号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第43号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ624万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,331万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で4款繰入金340万円の増、5款繰越金254万9,000円の増、6款諸収入30

万円の増、歳出で1款簡易水道総務費で537万円の増、3款公債費29万円の減、4款予備費116万9,000円の増となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第44号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第44号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第44号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）令和4年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,834万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、歳入で3款繰入金250万円の減、4款繰越金308万5,000円の増、歳出で4款予備費58万5,000円の増となっております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第45号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第45号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）令和4年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ322万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,047万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、繰越金322万2,000円を増額し、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金に277万円、諸支出金に5万円、予備費に40万2,000円を増額する補正となっております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 認定第1号 令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第1号 令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第1号 令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を説明します。

内容説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に説明いたします。

令和4年7月1日に大宜味村会計管理者から村長宛てに令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、令和4年7月8日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、令和4年8月23日付で監査委員より一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金運用状況調書の審査意見書の提出がありました。地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に令和3年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容を概略で説明いたします。

歳入の概要を主な款で御説明いたします。決算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、調定額8億5,078万7,649円に対しまして、収入済額8億3,848万9,550円となり、収納率で98.6%となっております。なお、不納欠損額については234万2,950円となっております。

決算書2ページをお開きください。

13款使用料及び手数料ですが、調定額6,643万5,040円に対しまして、収入済額6,146万4,840円となり、収納率92.5%となっております。

14款国庫支出金ですが、調定額4億4,627万3,933円に対しまして、収入済額4億1,536万6,946円となります。なお、4,552万4,000円は翌年度繰越ししております。

15款県支出金ですが、調定額6億3,699万8,162円に対しまして、収入済額5億161万3,162円となって

おります。なお、1億3,104万2,000円は翌年度へ繰越ししております。

決算書3ページをお開きください。

20款諸収入ですが、調定額7,650万6,261円に対しまして、収入済額7,608万3,746円となり、収納率99.4%となっております。

次に歳出の概要を主な款で御説明いたします。決算書4ページをお開きください。

2款総務費ですが、予算現額11億8,389万4,000円に対しまして、支出済額8億5,149万1,717円となっており、新庁舎整備事業外3件の繰越事業がありまして、執行率は71.9%となっております。

3款民生費ですが、予算現額7億2,776万3,000円に対しまして、支出済額6億8,840万8,313円となっており、住民税非課税世帯に対し臨時特別給付金事業、外2件の繰越事業がありまして、執行率が94.6%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額3億5,875万1,000円に対しまして、支出済額3億1,238万1,628円となっており、新型コロナワクチン接種事業外1件の繰越事業がありまして、執行率は87.1%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額3億3,793万8,000円に対しまして、支出済額3億3,525万853円となっており、執行率は99.2%となっております。

7款商工費ですが、予算現額2億4,841万3,000円に対しまして、支出済額2億2,834万5,113円となっており、大宜味村マイクロツーリズムクーポン事業の繰越事業がありまして、執行率が91.9%となっております。

8款土木費ですが、予算現額4億1,815万4,000円に対しまして、支出済額2億8,317万3,546円となっており、ふるさと河川環境再生活用整備事業外1件の繰越事業がありまして、執行率が67.7%となっております。

決算書5ページをお開きください。

10款教育費ですが、予算現額4億3,890万1,000円に対しまして、支出済額4億2,048万5,734円となっており、執行率95.8%となっております。

決算書65ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額47億2,378万1,494円、歳出総額42億7,445万8,418円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として9,162万2,000円ありまして、実質収支額は3億5,770万1,076円となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長より説明いたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 認定第2号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第2号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第2号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

それでは決算書1ページをお開きください。歳入の主な概要を御説明いたします。

1款国民健康保険税ですが、調定額7,035万2,888円に対しまして、収入済額6,461万7,739円となり、収納率91.8%で、収入全体に占める割合は12.2%となっております。26万4,810円を不納欠損としております。

5款県支出金ですが、調定額3億5,916万8,631円に対しまして、収入済額も同額となっております。

8款繰入金ですが、調定額5,188万3,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

9款繰越金ですが、調定額5,194万9,311円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の主な概要を御説明いたします。

1款総務費ですが、予算現額479万円に対しまして、支出済額470万7,376円となり、執行率が98.3%となっております。

2款保険給付費ですが、予算現額3億3,774万5,000円に対しまして、支出済額3億2,597万6,343円となり、執行率は96.5%となっております。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、予算現額1億1,693万2,000円に対しまして、支出済額1億955万134円となっており、執行率は93.7%となっております。

6款保健事業費ですが、予算現額1,119万8,000円に対しまして、支出済額1,084万5,896円となっております。執行率96.9%となっております。

9款諸支出金ですが、予算現額202万7,000円に対しまして、支出済額192万4,843円となっており、執行率は95%となっております。

決算書の18ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額5億2,837万4,954円、歳出総額4億5,300万4,592円、歳入歳出差引額7,537万362円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長から説明しますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時05分）



- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 15 分）

---

◎認定第 3 号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第19 認定第 3 号 令和 3 年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 認定第 3 号 令和 3 年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 3 年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 13 日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

- 副村長（島袋幸俊） 認定第 3 号 令和 3 年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書 1 ページをお開きください。歳入の主な内容を説明します。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額7,440万5,064円に対しまして、収入済額7,404万4,608円で、収納率99.5%となっております。

1 款使用料及び手数料以外の款においては、調定額と同額収入額となっております。

決算書 2 ページをお開きください。歳出の主な内容を説明いたします。

1 款簡易水道総務費については、予算現額9,671万5,000円に対しまして、支出済額8,220万9,223円、大宜味村水道施設台帳管理システム構築事業の繰越しがありまして、執行率は85.0%となっております。

3 款公債費については、予算現額4,329万3,000円に対しまして、支出済額4,306万7,308円となり、執行率は99.5%となっております。

決算書 7 ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 1 億3,487万5,664円、歳出総額 1 億2,527万6,531円、歳入歳出差引額959万9,133円となり、繰越明許費繰越額 5 万円、実質収支額954万9,133円となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎認定第 4 号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第20 認定第 4 号 令和 3 年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 認定第4号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

- 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

- 副村長(島袋幸俊) 認定第4号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の内容を説明します。

1款使用料及び手数料ですが、調定額452万5,581円に対しまして、収入済額451万9,069円で、収納率99.9%となっております。

1款使用料及び手数料以外の款については、調定額と同額の収入となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の主な内容を説明します。

1款公共下水道事業総務費については、予算現額3,637万5,000円に対しまして、支出済額2,865万2,426円、大宜味村下水道施設台帳管理システム構築事業の繰越がありまして、執行率78.8%となっております。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4,224万4,374円、歳出総額3,657万8,551円、歳入歳出差引額566万5,823円となり、繰越明許費8万円、実質収支額558万5,823円となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎認定第5号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第21 認定第5号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 認定第5号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

内容につきましては、副村長のほうで説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） 認定第5号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の概要を御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、調定額2,238万6,074円に対しまして、収入済額2,237万2,727円となり、収納率99.9%で、収入全体に占める割合は59.3%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,499万2,068円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の主な概要を御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,755万6,000円に対しまして、支出済額3,404万9,297円となり、執行率は90.7%となっております。これにつきましては、年金特別徴収保険料一月分の保険料納付額が後期高齢者医療広域連合へ未送金となっていることによるものです。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,774万1,468円、歳出総額3,431万9,151円、歳入歳出差引額342万2,317円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長から説明いたします。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 認定第6号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第6号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 認定第6号を補足説明させていただきます。

決算書の11ページをお開きください。

上段下段と分かれております。上段のほうの収入である工業用事業収益の合計が513万8,125円となっております。

主なものとしまして、300万1,000円の村一般会計からの負担金によるものと、維持費に係る事業者からの雑収益31万5,000円によるものです。

下段の支出である工業用水道事業費用の合計が382万1,441円、主なものとしまして、浄水施設の光熱水費等、維持費に係る費用によるものと、減価償却費によるものです。

3ページのキャッシュフロー計算書をお開きください。

収益から事業費を差引いた額、316,684円、当年度純利益となっております。

固定資産の取得による支出マイナス141万5,000円との合計273万1,684円が、5ページ、6ページの剰余金処分の額に計上されるものとなっております。

詳しい内容につきましては、委員会において説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎報告第7号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 報告第7号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第7号 令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告する。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

---

#### ◎報告第8号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 報告第8号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第8号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率について

令和3年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

下の表を御覧いただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
- 

◎報告第9号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第25 報告第9号 令和3年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第9号 令和3年度決算に基づく資金不足比率について

令和3年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告します。

令和4年9月13日提出

大宜味村長 宮城功光

以下のとおりであります。

- 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。
- 

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時37分）

# 令和4年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和4年9月14日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (令和4年9月14日 午前10時00分)

散 会 (令和4年9月14日 午前10時33分)

## 2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 真喜志 亮

総 務 課 長 宮 城 豊 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

---

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

- 議長（平良嗣男） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、発言を許します。
- 

◇ 大 城 邦 彦 議員

- 議長（平良嗣男） ター滝の増水等による事故防止対策について。6番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） おはようございます。質問する前に、今回村長をはじめ、議員の選挙がありまして、現役7名が無事当選しましたが、惜しくも我々の非常に尊敬しております宮城村長が落選しました。この4年間、私も1期、村長の行動力や実行力が非常にありまして、大宜味村がどんどん変わっていく、そういう状況を目の前にして、とにかく当選してもう1期、一緒にやっていきたいなどそのように心から希望しておりました。本当に宮城村長、長い間御苦労さまでございました。また機会があれば一緒にやっていけたらと思います。それでは通告のとおり、一般質問をやっていきたいと思います。

ター滝の増水等による事故防止対策について。

令和4年8月6日発生のター滝増水で多くの人が一時孤立し、東京の25歳女性が流され死亡しました。元消防吏員としましては大変ショックを受けております。

このター滝では過去に大雨のたび増水が起こり、救助隊による救助活動が行われ、全員救助されてきました。

しかし、今回の増水で死亡事故は初めての事例であり、多くの県民や国内外の観光客が来場して自然を満喫しに来ており、安心・安全にトレッキングが行われるように事故防止対策を早急に図る必要があります。

については次のことについて伺います。

①ター滝事故防止安全協議会の設置について。

今回の死亡事故を受けてトレッキング者の安全対策のため、協議会を組織し、安全管理マニュアルの見直しや増水時の対応強化が必要ではないか。添付資料をしておりますが、比地大滝で事故多発に伴い比地大滝安全協議会を設置しました。これは消防が中心になり、役場、観光協会などで組織しておりました。

そして②安全設備等の設置について。

トレッキング者に対して、气象台から発報される警報等の情報を早期に知らせるための緊急放送設備の設置と、増水等の緊急時に安全に救助活動を行えるようにするために、各ポイントにワイヤー等の救助用設備（常時固定設置）の検討が出来ないか。

③救助隊がロープなどで対岸にわたり救助を行っている場所は、個人用地で雑草が生い茂り管理され



ていないことから、救助隊の進入や要救助者の誘導などに大変支障を来している状況であり、村で借り入れや買い取りなど検討できないか伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えする前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

この8年間、私を支えて村政、本当に元気にするために御協力いただきましたことを心から感謝申し上げます。

なお、今回の選挙には、やはり中傷、誹謗に負けたというふうな感じをしております。中傷、誹謗を村民がそのまま受け取ったというふうな結果の下、そういう結果が出たのかなというふうな、大変私自身申し訳ないというふうな思いをしているところであります。労をねぎらい、大変ありがとうございました。では、質問にお答えいたします。

去る8月6日の平南川の増水による事故により、お亡くなりになりました故人の御冥福をお祈り申し上げます。

今夏、たびたび大雨による増水が発生しており、真っ先に現場での安全対応に尽力くださっています大宜味村観光協会の職員の方々や、消防職員の皆さんに深く感謝を申し上げます。

第1点目の質問、安全協議会の設置についてでございますが、現在、村で主宰するおおぎみツーリズム推進協議会において話し合いを持ちながら、今後、協議会または委員会の形での設置を検討中でありませぬ。

2点目の安全設備の設置につきましては、以前からも検討されてきておりましたが、自然資源の自由使用の自己責任の観点、また防災スピーカーの設置がかなりの高額であったことなどから見送ってきたものですが、今回の事故後、何かいい手立てがないかということで、観光協会をはじめ、消防職員などからも意見をもらいながら検討しておりましたところ、包括連携協定を結んでおります沖縄セルラー株式会社の通信技術の専門性からのアドバイス、提案を受け、バッテリー型の電波で飛ばせる防災スピーカーの設置を検討しているところです。

3点目の個人用地につきましては、重点施策内部検討委員会においても協議はされておりますが、用地代が高額なことなどから、現在のところ実施には至っておりませぬ。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） ありがとうございます。

実は、この安全協議会についてですが、比地大滝が、我々現役の時代、消防にありましたので、比地大滝で死亡事故とか病気、熱中症、あっちも救出大変困難な事例が多くて、そのときは消防が中心になって、私がたまたま事務局だったんですが、そういう形でいろんな川には人を入れなくて、いろんな体制、そして消防だけでは非常に搬送が、あちは長いものですから困難ということで観光協会をはじめ、この比地大滝を管理しているところです。そして国頭村役場にも通報がいつて、何名か総務や観光課から五、六名来て一緒になって搬送体制という形を取りました。そうしないと、もう大変な搬送体制でありましたので、その辺も含めて、とにかく今やっているこの協議会、やろうとしている協議会の中には消防というのも当たり前と言えるわけですが、やはり個人の責任においてというこの言葉というのは、以外に無責任なところもありまして、この本人たち、この観光協会の内容をちょっと見てみますと、自分で、今携帯の中には気象状況が常にあって、それをみんな見ているんですけども、こ

れを遊んでいる中でしょっちゅう見て、雲の状況、行くときはこんな快晴でいいと。それがそういう状況の中で常に見て、自分がこういう、経験をしたことがない人たちですから、気象の状況を見るということはほとんどないという現状にあります。ですから、この安全協会ではいろんな面から検討する。

ただしかし、ここは自然の中の、国頭の比地大滝みたいに遊歩道をつくったりするということは、私はしないでいただきたいなと逆に願っているところです。ですから自然の中であるからこそ、ここに国内外からのお客さんがたくさん入って、自然を楽しむという、そういう現状になっておりますので、ただこの増水対策については何らかの形でどうしてもやらないと、過去にしょっちゅうあることなので、たびたびある中においては予算をどうにか確保して、どうにか、今村長からありましたセルラーのバッテリー型か、または線を引っ張って行って、目立たないように、スピーカーを設置して、今駐車場のほうから情報を、サイレンを鳴らしたり、山の上に避難してくださいとか、そういうことができるようになれば非常にいいかなと思います。

実は、今回琉球新報が8月9日に、実際今手元にはないんですが、この新聞の中には載っているんですよ、詳しく。観光協会が事務所では協会の職員が常時雨雲レーダーを確認していると。6日のくもりや晴れの予報だった。午後2時50分頃に雨雲の存在を把握した。確認すると駐車場に60人が戻ってきていないことが分かり、男性職員2人が川に上って、すれ違った人にすぐ戻るよう呼びかけながら滝つぼに向かうと幼児を含む家族連れの姿があったということでもあります。そして客を呼び戻している間、滝は僅か10分で赤土が混じった濁流に一変した。川の間地点では25人ほどが立ち往生していた。現場付近では川は1.8メートルほど水位が上昇していたという。そういう状況の中で、もう本当に時間がないんですよ。それを観光協会の駐車場管理の人たちに責任を全て持たせるというのも少し問題じゃないかなという件もあります。ですから、その辺を安全協議会で今後どうしていけば、そういうことを早く、誰もこういうように流されることがないようにできる方法がないのかなというのを、その新聞記者が調べて報告した中には、そういうのがよく見えてきているかなと思います。ですから、この駐車場を管理している職員たちも非常にストレスというか、不安を持ちながら過ごしているんじゃないかなという気がします。

そしてその同協会はずね、駐車場に来たお客さんは天気予報をこまめに確認してほしい。増水した場合は無理に戻ろうとせず、山側に上がり安全な場所で待機してほしい。足下を守るマリンシューズの着用も大事だとありますけれども、これ入り口でやるんですが、遊びに行く人は気持ちはわくわくしながら行くものですから、そういう感覚を持っていく人はほとんどいないと思います。ですからそういう面で考えますと、安全協議会を持って、安全設備の、まず一つは緊急に早く知らせる、とにかく。今、上流で雨が降っているよ、そして早く安全な場所に待機してくれという放送ができることによって、まず第一の安全が守られるんじゃないかなと私は思っております。

そしてこの2番目の放送設備の次に入れてありますワイヤーというのは仮のワイヤーであって、これが実際に添付している写真の資料の中にもありますが、これは個人有地のペンションがあった場所のそばからしかワイヤーが、ロープが張れないんですよ。どうしても個人有地に入っていくワイヤーなんですが、これは隊員が体をロープで結んで、激流の中を渡って行って、対岸の木にくびって、ここにあるように体を結んで引っ張りながらこうやる。これが何十名もいたり、夜間に及ぶこともあるんですよ。そういうのがたびたびあるということですので、この辺も含めて安全協議会で話をして、ただの一本のワイヤーで、例えばですよ、単純に。コン柱を対岸と両方立てて、ワイヤーをかけて、滑車が消防にあり

ますから、これかけて、パッと行って、パッと彼らを固定して引っ張ってきて渡らせるというのは、自ら引っ張るよりはもっと安全です。さらにいいのは、橋というかロープで渡るような環境に合ったような渡し場——何て言うの、ロープでやる梯子ですね。そういう簡単な橋でもできれば環境にあまり影響がないような、そういうようなものも今後ぜひとも検討していただければと思います。

そして3番目の個人有地の件なんですけれども、いつも我々も行くと、ほとんど木がこういう状態で、家も朽ちて、ブロックやら木の重なりがあって、蛇やハブ、ヒメハブがいるんじゃないかなと下を見ながらこう行かなければならないという現状があります。そこからしかまたできないと、救助活動が。そして活動した場所も、誘導する場所もこの場所を通らないとこのスタート場所に戻ってこれないということから、非常に個人有地を村が何らかの形で手に入れて、そこをスタート地点の方向に変えていくなり、そしてですね、今回の事件事例の内容からちょっと私確認しましたら、今言うこの平南川の本流と支流がある、そこにいるのを危ないから早く上がって逃げてくださいと言いながら、観光協会の職員達はどんどん上に上がっていったそうです。そしてそのときに両方の渦に巻かれて流されたということで、それを考えますと、彼らはこの場所からしか出入りできないということをはっきり言えるわけですよ。ですからそれよりは今言う個人有地を確保して、そこからこの山の中に、川を上ってですね、トレッキングができるような体制というのも今後ぜひとも考えていただいて、確かに高くどうのこうのなっているような感じもありますが、借りるなり、そういうのはできないのか、どうでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） いろいろな提案ありがとうございます。

その中でやはり、一時でも早く通報したい、そのの利用者に通報しなければいけないというのは重々承知しているところなんですけど、先ほどから観光協会の動きとかありました。観光協会はずっとレーダーを見て、气象台より早く雲の動きを感知して、既に雲がその区域に入る前の14時54分にそれを察知して、そのの利用者に電話番号をまずとめています。そういうことでまず電話で通報するんですが、今までの例からして、本当にこれまで十何件かそういうことが起こっているみたいですが、電話は1回も取ったことがないそうです。というのは滝の音、あるいは行楽に夢中になっていて、全く見ていないということですね。それで先ほど大城議員からあったとおり、まずスマホを見ていても雲の動きは、まず見る人は皆無に等しいだろうと思っております。それから即行動を起こしているんですが、まずは連絡しないといけないということで、2人の観光協会の職員が向かっています。すれ違う人も全ての人に高いところに上がってくれとお願いしながらター滝まで行っております。そのときが15時29分、15時31分ぐらいから増水が始まっているわけですね。本当に僅かの、そこまで走っても30分ぐらいかかるという距離なんですけど、やはりそこに自分たちが心配するのは、やはりこっちに観光協会の職員が行ったということは、本当に武勇伝というかそういうこともあるんですが、もしかしたらそこで二次災害、この職員が事故に巻き込まれる可能性があるわけですね。

そういう意味で、どうにかして早めに通報できるものはないかということで、先ほど村長の答弁のほうにありました沖縄セルラーとのそのの専門性を生かして、それとこれまで築き上げた信頼関係がありますので、そういうことはできないのかということでこっちが提案したら、逆にあっちからもっといい提案があって、スマホを使って電波を飛ばして、その地域だけ緊急エリアメール、その設置ができますよという。そこで察知したらすぐ観光協会の職員がスイッチを押すと、スマホを持っている全員にそのの通知が来て、こっちでもエリアメールをテスト的にやっていると思います。そういう形で通報する

ことができます。すると、さっきの25名が残されたんですが、25分の25の可能性があるわけですね、これ。でも電話でやると、本当に1分の1なのか、1分のゼロなのか。その範囲だと思います。個人のスマホにも行くんですが、同時にサイレンを数か所設置して、それでサイレンが鳴って同じように通報すると。雲行きが怪しい、増水がする、そのあたりの言葉は後で考えるとして、そういうことができますよということで、これまではサイレンを引くためには有線でのことを考えていたんですが、セルラーさんの技術で、やはりバッテリーでやると月に1回ぐらいの交換でできる、そういうシステムもできるんじゃないかということの提案もあります。そのあたりを含めて、早期に通報できるようなことを、試験的にも近々やろうということになっていますので、そのあたりの実証実験も重ねながらいい方向にやっていきたいと思います。

やはり土地の件についても、これまでたびたび庁内でも話し合ったんですが、向こうとの値段の折り合いもつかない、また使い道としてはいろんなものを考えられるわけですが、そのあたりも含めて今後は検討していく必要があるのかなと思っております。

あとは補足で企画観光課長のほうからさせたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 補足という形にはなるんですが、今回の事故で観光協会の職員の方々が多岐に苦労しているかということも含めながら、増水が始まる前、大体40分ぐらい前から大体のものが分かって、現場に駆けつけていく状況があります。これは河川の管理者としては村が管理ではあるんですが、観光協会としてはやはり命に関わるところで、その入り口であるター滝の駐車場を管理してもらっているところがあって、本当にボランティアというところでもないんですけども、意思を持って命を守りたいということで頑張ってもらっているところもあって、我々もそこ一緒になって何か、もっと早急にやっていかないといけないところもあって、事故の当日、また次の日、次の次の日ですね、消防職員等も含めて話をさせてもらっています。

これから協議会については、今ある協議会、ツーリズム推進協議会の中で協議をしながら、実際その協議会を設置することが本当にいいことになるのか。それが遅くなることもありますので、やはりそういうことが発生するであろうということを想定しながら、その都度集められるように、これだけのメンバーをそろえておこうという考えが今あって、例えば消防の職員はもちろんですけども、観光協会、あと専門的な先生、河川の増水に関する専門、また責任所在に関する専門的な先生ということ、今声かけをさせてもらって、まず意見交換から始めようというところがあります。

あと、先ほどセルラーさんの提案がありましたけれども、防災サイレンの、今こちらにサイレンがありますね、それに近いぐらい、110デシベルぐらいの音が鳴る、車のクラクションよりも大きい音が鳴るだろうということで予定されている、バッテリー型のもので、駐車場のほうでまずボタンを押せば、それが何か所かに電波が発信されて大きな音が鳴るという仕組みになって、まず第一報を知らせて、その第一報を知らせるだけじゃなくて、駐車場を利用する人が、観光協会のほうにこれはお願いしているところなんです、こういう増水が起きますよということもちゃんとレクチャーをして、そのサイレンが鳴った際には、これからのことですけども、サイレンが鳴った際にはこういう避難の仕方をしてくださいということで周知をするというところで今予定をしております。ただ、今も既にレクチャーをして増水の可能性があるということで、常に緊急事態を想定して行楽を楽しんでくださいというところをやっていますので、そういった連携をしながら今後も取り組んでいきたいと思っています。

あと用地の件なんですけれども、実は地主との話し合いも幾つかさせてもらっています。ただ、やはり先ほどの高額な部分、あと地主が想定している相談内容、実はこちらから本当はしたかったところなんですけど、地主のほうからも提案があって、それを簡単に受けることができないようなものがありますので、これから庁内の中で、また近隣、あと関係機関とも相談をさせていただきながら、この利用方法、この土地の運用方法についてはかなりのお金がかかります、もし購入となった場合は、約2,500万円ほどになります、土地だけで、貸付けというのはなかなか想定されていませんので、そこをうまくできるかどうかは分かりませんが、ほかの提案がないかまた検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 今いろいろ検討されているということでありまして。増水した場合に、とにかく川から、この写真を添付しているとおおり、ロープで隊員が激流の中を渡って行って、今回はたまたま圧雨があっという間に降って、あっという間にやんだものだから下がって行って、川を渡れてこれたんですが、過去にはほとんどがもう夜間になるまで戻れないという状況の中、増水が続いて、真っ暗な中、ロープを張って、引っ張ってきて、何十名も救助という形をしているんですよ。ですからこの場所も個人有地、もう今、勝手に使ってはいるんだけど、ここしか抜ける道が、場所がない。みんな多分後存じだと思うんだけど、ですからこの件に関してはずっと課題としておいて、隊員たちも本当にハブが出そうなところを、とにかく真っ暗なところに行って、そこに誘導しないとできない。裸足の人もいればいろいろいて、非常にそういうことがあったものだから、その辺、今回の亡くなった方のその事例を考えますと、やはり一歩でも二歩でも考えて進めていただきたいと思います。

過去には、皆さん御存じのように、ター滝の上の、転落して5時間以上かかった事例、そしてその後に入っていて、滝の上から落ちて亡くなった事例、中には泳いで心停止したのを、たまたま通りがかった、行った県の職員たちが心肺蘇生して助けた事例も実際はあったり、そういうのもある中でありますが、とにかく一旦何かが起こると搬送体制が非常に厳しいので、別に何を変えようというわけじゃないんですけど、起こらないような形で今後とも注意喚起や、そして責任の問題とかというよりは、観光協会がせっかくあっちで管理して今やっているの、今の現状をさらにアップして、消防だけじゃなくて、場合によれば誘導するのを役場の職員が何名かで通報を受けたら、パッと行って協力し合っていくとか、何かできることがあるんじゃないかなということ、その辺も含めて前向きに、土地の確保等は梯子みたいな、そういうのも含めていろんな面で検討させていただきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） これまでもそうなんですけれども、大城議員が積極的に誘致しようとした、今、もう働きかけておりますけれども、消防防災への誘致、これは一日も早い設置が必要かというふうに考えております。災害に遭ったときに、今非常にター滝の場合は歩行困難な場所がたくさんありますので、やはりそこで吊り上げができるような仕組みづくりをしないと、助かる命も助からないんじゃないかなというふうなことがあります。

ただ、ター滝だけじゃなくて、やはり北部の山が自然遺産に登録されておまして、多くの観光客がやってきます。その中ではどうしても熱中症とか転落とかそういう事案がいっぱい出てくると思います。私もこれまで消防管理者として、職員の相当難儀した状況、先ほど大城議員からあったター滝では5時間もかけて10名ほどで担いで、やっと命を救うことができたんですけれども、そのときも県のほうに電

話を入れて、自衛隊派遣をお願いしたんですけれども、これを県のほうが断ってしまったということで大変残念に思ったんですけれども、やはりその後の地域の安全協議会の中でも、海上保安庁でも、もしそういう緊急な場合は協力しますよという話が名護署のほうであったようで、だから今後は大宜味村にできるだけ消防防災への誘致を早くするように、ぜひ議員の皆さんの協力も得ながら進めていけたらと思っておりますので、ぜひ今後、村としてそういう行動もぜひやっていただけたらありがたいなというふうに思いますので、ひとつよろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

○ 議長（平良嗣男） 以上で6番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時32分)

---

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

(午前10時33分)

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時33分)

# 令和4年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和4年9月15日

## 1. 開議、散会の日時

開 議 (令和4年9月15日 午前10時00分)

散 会 (令和4年9月15日 午前11時45分)

## 2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 真喜志 亮

総 務 課 長 宮 城 豊 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第5号))	質疑 付託省略
2	議案 第35号	財産の貸付について(カシアの試験栽培)	質疑 委員会付託
3	議案 第36号	財産の貸付について(長寿と癒しの森エリア)	質疑 委員会付託
4	議案 第37号	令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について	質疑 委員会付託
5	議案 第38号	大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について	質疑 委員会付託
6	議案 第39号	財産の取得について(大宜味村新庁舎什器・議場家具購入)	質疑 委員会付託
7	議案 第40号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質疑 委員会付託
8	議案 第41号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)	質疑 委員会付託
9	議案 第42号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	質疑 付託省略
10	議案 第43号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑 委員会付託
11	議案 第44号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑 付託省略
12	議案 第45号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	質疑 付託省略
13	議案 第46号	「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」報告について	委員長報告 質疑～表決
14	認定 第1号	令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
15	認定 第2号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
16	認定 第3号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
17	認定 第4号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
18	認定 第5号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
19	認定 第6号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質疑 委員会付託



---

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎承認第6号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第6号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第6号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第5号））の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第5号））を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第6号については、承認することに決定しました。

---

◎議案第35号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第35号 財産の貸付について（カシアの試験栽培）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 仲井間宗利議員。

- 3番（仲井間宗利） おはようございます。

ちょっと分からないことがあるから教えていただきたいと思います。

このカシアというのは木の名前なのか、それとも群集の名前なのか、これからすると一応木の名前を調べてみたんですけども、和名とか方言名が出てこないんですけども、教えてください。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） 仲井間宗利議員の質問にお答えします。

カシアの名前がどうなっているかという話ですけれども、一応調べたらシナニッケイという呼び方もします。一応今、大宜味村がカラキの栽培をやっているじゃないですか。カラキの仲間でもあるんです。そのことですね。よろしいですか。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今、産業振興課長が、この写真がカラーだったら大体の見当はつくかなと思っていたんですよ。聞いたらカラギの一種ということですので、カラギの一種だったら高木になると思うんですけれども、これは面積を見たら貸付けが1,000㎡ですから、約300坪ですよ。そのある場所は大体私も知ってはいるんですけれども、大宜味村全般にあると思うんですよ。カラギの種類でしたら。それをして、事業ですので大いにいいことなんですけれども、この木を育てて広げるというのか、この木から何か受益とかいろいろ取ってやるのかというのが、これに書かれていないものですから、これを見ると試験栽培をして広げていくということになっていますよね。見たらエスビー食品というから、多分食品関係のものかなと思うんですけれども、この木を育てて樹液を取るのか、葉っぱを利用するのか、お茶にするのか、そういうことがちょっとこれでは見えてこないのので教えてください。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（大嶺 実） 質疑にお答えします。

目的は、あくまでも試験栽培なんです。今回提示されているところは試験栽培は2か所、1,000㎡、1,000㎡で、現在あるところが喜如嘉のほうに150本前後のカシアの木があって、国内では大宜味村喜如嘉、ここにしかないんですよ、この木は。今は外国、中国産から輸入してエスビーさんが調味料とか香辛料に使っているんですけれども、もう大宜味村喜如嘉にしかなくて、昔武田薬品でしたか、そこが試験的に植えているのが大宜味村そこであって、そこをエスビーさんが試験栽培、その2か所に、試験栽培することなんですけれども、種苗といって種から生えた小さな苗木もあるんですよ。種もあるし、それをこの2か所に試験で植えて、大体種でしたら7年で、種苗だったら7年で収穫できるんです。何をやるかというのは、要するに葉っぱでしたら漢方薬とか、木の皮でしたら香辛料、調味料とか、今ちょっと参考にここに持っているんですけれども、こういったものに商品化して、10年後はあくまでも試験栽培、それが確立したら10年後に販売をするかということで検討するんですけれども、10年後はまた新たに契約しないといけないといけないんですが、あくまでも試験栽培ですから、目的は。これが本当に販売できるのか、活用できるのかというのを検討する期間ですね、この10年間というのは。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） さっき産業振興課長から説明があったとおりですね、以前から武田薬品を中心に研究しておりました。これはこのカシアの産地化というか、まず木の産地化ですね。これまで恩納村の県民の森周辺と八重山のいろんなそのあたりでも試験栽培してきたんですが、いずれも失敗して中止しております。唯一大宜味村のほうでそれが残っているということで、それで土壌的あるいは緯度的、そういうのを含めて太陽、あるいは水、水分そういうのも含めて一番適しているんじゃないかということで、そこを産地化していきたい。まず、木を育てる産地化をしていきたい。その後の使い道というのはやはりいろいろなことに展開はできると思います。

今、ほぼ中国から輸入しているんですが、それがストップした場合に、日本の薬品関係、あるいは食品関係に影響があるということも含めてですね、まず木を育てる産地化を目指してそういう提案がされております。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 私が言いたかったのは、そういう事業がいろいろあるんですけれども、小さい木があるということは大きい木もあるということなんですよ、大木で。沖縄の木というのは似たもの、モドキというのが必ずあるんですよ。これはカラギの種類といたらヤブヌケとかいろいろあって、何かおかしいな、似ているような木というのは実際あるんですよ。あるので、それで私が聞いたのは名前がないから聞いたわけですよ。そうすると、さっき課長が言っていましたここにしかないということでしたら、非常にこれは大変重要なもので、大いに利用して伸ばしていいかなと思っておりますけれども、後でちょっと調べるんですけれども、多分これニッキとついているからニッキの種類かなと思っております。そこまでどうして調べたのか、私としてはもっとあると思う。そういう種類だったら、大いに利用して頑張る。ただ、私が知りたかったのは名前と何に使うのかとかが知らなかったので聞きました。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第36号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第36号 財産の貸付について（長寿と癒しの森エリア）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第37号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第37号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第38号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第38号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第38号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

◎議案第39号の質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第39号 財産の取得について(大宜味村新庁舎什器・議場家具購入)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第40号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第40号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。  
したがって議案第40号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

◎議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第41号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算(第6号)を議  
題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
本案については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第42号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第42号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第42号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第42号は、可決されました。

---

◎議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第43号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第43号は、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎議案第44号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第44号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第44号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第44号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第44号は、可決されました。

---

◎議案第45号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第45号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第45号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第45号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第45号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第45号は、可決されました。

---

◎議案第46号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第46号 「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

休憩します。

（午前10時25分）

- 
- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

- 
- 議長（平良嗣男） 委員長の報告を求めます。塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会委員長。

- 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会委員長（吉浜 覚）

令和4年8月24日

大宜味村議会議長

平良 嗣男 殿

「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査」に関する特別委員会  
委員長 吉 浜 覚

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について、地方自治法第100条の規定に基づき調査したところ、その結果は以下のとおりでありましたので、大宜味村会議規則第77条の規定により提出いたします。

#### 1. 調査の趣旨

村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や取り消し処分を行ったために損害賠償請求事件となっている。行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているのか、議会の権限である調査権（法第100条第1項）を発動して真相究明する必要がある。

#### 2. 調査特別委員会の設置

- (1) 設置の議決 令和4年5月12日第3回臨時議会  
地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を新たに設置した「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査」に関する特別委員会に委任した。
- (2) 委員会の定数  
9名
- (3) 調査経費（予算）  
令和4年度 30万円
- (4) 委員長・副委員長・委員氏名  
委員長 吉浜 覚           副委員長 仲井間宗利  
委員 大城 佐一       委員 宮城 良治  
委員 大山 美佐子   委員 大城 邦彦  
委員 宮城 貢       委員 友寄 景善（令和4年6月末辞職）  
委員 安里 重和（令和4年7月末辞任）

### 3. 調査事件

- (1) 塩屋小学校跡地活用事業活用募集から今年（令和4年）4月26日までの事務処理に関する事項
- (2) シージュース株式会社・一般財団法人大宜味ユーティリティーセンター・琉球フーズ株式会社の事業目的、企業に関する事項
- (3) バナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の事務処理
- (4) バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意や養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項

### 4. 委員会の開催状況

#### 開催年月日

- 第1回 令和4年6月24日（金） 午前10時00分～ 議事堂委員会室  
・本委員会の略称   ・調査事項の再確認  
・本委員会の運営（進め方）   ・その他
- 第2回 令和4年7月28日（木） 午前10時00分～ 議事堂委員会室  
・延会（※執行部に対しての請求資料の中で被告の表現が不十分のためにより審議未了）
- 第3回 令和4年8月5日（金） 午前10時00分～ 議事堂委員会室  
・参考人出頭請求確認   ・問題点の検証と質問事項の取りまとめ  
・今後のスケジュール
- 第4回 令和4年8月9日（火） 午前10時00分～ 議事堂委員会室  
・参考人意見聴取（企画観光課長兼プロジェクト推進室長）  
・その他
- 第5回 令和4年8月24日（水） 午前10時00分～ 議事堂委員会室  
・調査内容の協議及び整理   ・委員長調査報告及び委員長報告内容

### 5. 記録、資料の提出



① 塩屋小学校跡地活用事業利活用募集から今年4月26日（訴訟）までの経緯の説明資料

② 要領、会議録、申請書、回答書（承諾書）、説明資料等

- ・塩屋小学校跡地活用事業利活用募集要項
- ・シージュース株式会社公募申請書（契約書含む）
- ・村公共施設跡地活用方策調査検討委員会 検討事項結果報告書
- ・公共施設跡地活用事業選考結果通知書
- ・一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターとの賃貸借契約書
- ・一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターからの事業計画及び貸付物件の変更承認申請書
- ・事業計画及び貸付物件の変更承認回答書
- ・バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意・養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項が分かる資料
- ・村主催説明会資料（県同席 塩屋公民館）
- ・バナメイエビ養殖事業再承認及び地下海水井戸掘削申請書（村受理日が分かる資料）
- ・旧大宜味小学校体育館（バナメイエビ養殖事業再申請に係る住民説明資料）
- ・旧塩屋小学校体育館（バナメイエビ養殖事業再申請に係る住民説明資料）
- ・バナメイエビ養殖事業再申請及び地下海水井戸掘削申請、不承認通知書（村）
- ・区長会説明資料（撤去に関する説明）
- ・損害賠償事件（訴状）

③ 法人の事業目的、企業に関する事項

- ・シージュース株式会社（登記簿謄本）
- ・一般社団法人大宜味ユーティリティーセンター（登記簿謄本）
- ・琉球フーズ（登記簿謄本）

④ 追加資料の提出

- ・旧塩屋小学校跡地利用一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターバナメイエビ養殖事業再申請に係る住民説明会 会議録（令和3年11月8日・旧大宜味小学校体育館）
- ・旧塩屋小学校跡地利用一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターバナメイエビ養殖事業再申請に係る住民説明会 会議録（令和3年11月9日・旧塩屋小学校体育館）

⑤ 記録提出請求書の2. 提出を求める記録別紙中の字句の訂正

- ・「被告村長」を「被告 大宜味村 代表者村長 宮城功光」に訂正

6. 調査の内容

調査事件の(1)塩屋小学校跡地活用事業活用募集から今年（令和4年）4月26日までの事務処理に関する事項、(2)シージュース株式会社・一般財団法人大宜味ユーティリティーセンター・琉球フーズ株式会社の事業目的、企業に関する事項、(3)バナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の事務処理に関する事項、(4)バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意や養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項について、村企画観光課長兼プロジェクト推進室長福地亮を参考人招致して、調査事件の4項目を包括し次のとおり意見聴取したところ調査内容は次のとおりである。また、参考人からの意見聴取については議事録（※調査目的の限界により議事録の一部削除）を添付している。

- ① 契約は申請した締結すべきではないか。なぜ、申請時の委任状の受任者と契約しているのか、公明性に疑問があり事務遂行上違法性はないかとの質問に対し、この募集要項又は応募の様式の中から、新規法人立ち上げる場合は認められているものになりますので、違法性はないということになりまして、それは弁護士の方に以前から確認しておりましたので、違法性はないということになりまして、それは弁護士の方に以前から確認しておりましたので、違法性はないという認識と説明をしている。
- ② 許可なく運動場にフェンスを設置しているとしているが、どのように設置確認をしたのかとの質問に対し、フェンスが設置されているのを我々が知ったのが、住民からの連絡によって現地確認をしている。現地確認をしたところ、設置途中の状態であって、未申請と未許可のものであったため、整備をストップさせたものであると説明をしている。
- ③ 許可を得た範囲を超えて水槽を設置しているが、申請で何槽、許可で何槽なのか。また、設置確認はいつ行ったかとの質問に対し、令和2年3月3日受付の学校跡地活用事業計画の申請においては、第1期工事として3槽、第2期工事として8槽、インターネットで確認すると2槽は完全に範囲外。設置確認については、着手届などの書類提出や着手の報告も無く、工事着手の確認はできてない。また、環境省に200㎡までは届のいない範囲であり、それを超えると届が必要と。さらに、地域の理解を得ることについて、書面等については正直無かったと説明をしている。
- ④ 新規事業を実施するのにあたり、地域の理解を得ること。（書面で理解を得たことを相互に確認できる資料を残しておくことが望ましい）事業実施について各種関係法令等を遵守し関係機関との調整を十分図ることとなっているが、どのように承諾内容の確認及び工事着手の確認をしたのかとの質問に対し、工事着手の確認はできてない。分からなかったというところ正直な回答になる。法的な国立公園の手続きの関係で、環境省に200㎡までは届のいない範囲で中西さんと最終確認をしたと説明をしている。
- ⑤ 住民説明会等を開催するなどして、住民や漁民等の理解をえることを条件に令和2年3月に事業追加を承認したとしているが、どのような内容で承認したのか。また、地域の理解を得て行われるべき小学校跡地活用事業として承認できないと不承認の回答があるが、事業変更（追加）と事業再開時の行政判断の違いは何かの質問に対し、この最初申請あった時に説明会をして欲しい、説明会しなければならないというところも含めて求めておりましたが、コロナの状況でできなかったと報告があつて、出来なかったことに対して我々としても大きな反省であり、同意を得ることが完全な内容になっている。地域の住民の理解を得ることを条件に許可をしたが確認をしていないが、新たな特産品、雇用も拡大できるというものも期待されたということが、大きな承認の要因になっている。

また、不承認にした理由は、この事業の契約違反が続いたところであり、ガジュマルの損傷であったり、未許可のフェンスの設置等と。最終的な説明会で、再開申請に伴う事業説明を求めて、住民意見についても賛成することがない状況でほとんどが反対で、住民の理解がこれで完全にないとあり、課長会・村長も含めての庁議まで含め、不承認とした経緯となつてると説明をしている。

参考人から①～⑤項目の意見聴取を調査特別委員会で確認した。

## 7. 調査の報告

調査事件の(1)塩屋小学校跡地活用事業活用募集から今年（令和4年）4月26日までの事務処理に関する事項、(2)シージュース株式会社・一般財団法人大宜味ユーティリティーセンター・琉球フーズ株式会社の事業目的、企業に関する事項、(3)バナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の事務処理に関する事項、(4)バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意や養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項について、村から記録・資料の提出を求めたうえで、村企画観光課長兼プロジェクト推進室長を参考人招致して調査事件の4項目を包括的に「6. 調査の内容」のとおり意見聴取を行った。

①、③、④、⑤については、質疑はなく、②の「許可なく運動場にフェンスを設置しているとしているが、どのように設置確認をしたのか。」の項目については委員より質疑があり、「運動場にフェンス設置してるといっていますが、これは当初の申請に計画は有ったのか、無かったのか。」との質疑に対し、参考人より「当初の計画ではございませんでした、話も聞いておりませんでした。」という回答があった。

質疑後に最終的な確認を行った際には、反対意見等もなく、参考人からの意見聴取の結果、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されていることを全会一致で確認した。

本議会も、村民や役場当局の理解と信頼を得るべく努力をし、今後において大宜味村議会は二元代表制の立場から、村当局と車の両輪のごとく村民福祉の向上を目指して村政運営の一翼を担っていけることを切に願っている。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第46号 「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」報告についてに対する質疑を行います。質疑ありませんか。2番宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは今回の100条委員会で、委員長報告のとおり企画観光課長兼プロジェクト推進室長を参考人招致し、委員長自ら事件調査の4項目の意見聴取を行った結果、反対意見等もなく問題なかったと全会一致で我々は確認しました。そこでですね、今回この委員会をする中で、また議会をする中で、ある議員が業者に和解を持ちかけ、裁判に誘導したんじゃないかと何度か話題になりましたが、それについて今後何らかの特別委員会を設置する必要があると思っておりますが、その辺はどう考えておりますか。

○ 議長（平良嗣男） 委員長。

○ 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会委員長（吉浜 寛） 今の質疑について、委員会の中で話があったと思うんですが、今の私たちが調査しているものについては4項目でしたかな、ちょっとお待ちください。4項目の調査事件でありますので、その件はこの委員会とは、もし必要であれば別途でやるべきじゃないかというふうな話をしたと思います。そういうことで解釈していただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それではもう一つお伺いします。

この100条委員会で行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的

に執行されていることは、我々委員会の中で全会一致で反対討論等もなく確認されました。また、現在行われている裁判に関しても情報公開で裁判経過報告書を取り寄せいろいろ確認した結果、現在、裁判は村側が有利に進められているということを確認しており、解決に向かっている。それにもかかわらず次期村長予定者が9月17日の13日の沖縄タイムスの記事で、「村の対応に問題があった。解決を待つのではなく、業者側と話合って解決策を模索したい」という記事がありました。先ほど私が言った、このある議員が業者に和解を持ちかけて裁判を誘導したんじゃないかということと、その件に関して、委員長どう思いますか。

○ 議長（平良嗣男） 委員長。

○ 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会委員長（吉浜 覚） 今、新聞でコメントされている件は、私も、議会で配付されておりますので見ています。誘導されたというふうな話の件については、私から確認も取っていないのでコメントできません。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 分かりました。

今、本当にこの100条委員会でも問題がなかった。裁判もうまくいっている。この状況の中でこの件はもう早く終わらせて、今の塩屋小学校を管理している大宜味ユーティリティセンター、この選挙戦の中でもいろいろ誹謗中傷があつて、会社としても本当に営業妨害のようなことを被っている状態であります。この先もこのユーティリティセンター、我々議会、そして行政が一体になって、あと6年計画が残っているわけですから、立ち直していかないといけないと思っております。それに皆さん協力してやっていただけたらと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） じゃあ吉浜委員長に質疑したいと思います。

この100条委員会を設置するに当たって、吉浜委員長はこの100条委員会を選挙のために設置するんだという発言をしております。選挙も終わって、あなたはどのようなふうにお考えなんですか。

○ 議長（平良嗣男） 委員長。

○ 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会委員長（吉浜 覚） 何度かそういうような質問をされて答えておりますが、私は訴訟が起こって、選挙も目の前になっているので、大宜味村議会議員として、議会としてこの件について調査とか、現地調査はいっぱいしているんだけど、やっぱりどうなっているのかというのはお互い認識する必要があるんじゃないかというふうな形で、私はずっと答弁しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 何を言っているのか。ちゃんと答弁しなさいよ。みんなの前だからとかっこいいことを言うな。委員会ですら言ったことを言いなさい、はっきり。そういうことじゃない。きれい事を飾るな。何を言っているか。ふだんの姿を現せよ。もうこういう人です。

あと一つ。先ほど来からあつた訴状が来る前に業者との話合いを持った方ということは、あなたは関わっていますか関わっていないですか。

○ 議長（平良嗣男） 委員長。

○ 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する

る特別委員会委員長（吉浜 覚） 前も言ったように、関わっていません。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） はっきりとこの場で申し上げていますので、それを信じたいと思いますが、何かあったら大変なことになりますので。

それから先ほど来ありましたが、新しい村長がこのバナメイエビに関しては話を持ちかけるという話があったんですが、委員長もこの選挙期間中、私も聞いたので、私の家の前ではっきりとあなたは「再選したらもう一度、このエビのことを提案します」ということを言っているんだから、これはやるのかやらないのかはっきり教えてください。

○ 議長（平良嗣男） 委員長。

○ 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会委員長（吉浜 覚） これはコメントする必要があるかなと思っているんですけども、この100条委員会を立ち上げるときも、裁判になった後、100条委員会は立ち上げるべきじゃないかというふうな話もありましたけれども、やっぱりこの問題については看過できる問題じゃないし、やっぱり私もこの件についてはまだ分からない点もあるから、深く考えて、調査とかやっていきたいと個人的には思っています。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

これから議案第46号について討論を行います。初めに反対者の討論を行います。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 議案第46号「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の調査に関する特別委員会」委員長報告について、反対の立場で討論を行います。

本議案は、村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や取り消し処分を行ったために損害賠償請求事件となっている。行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているのか、議会の権限である調査権（法第100条第1項）を発動して真相究明する必要があることを調査の趣旨としている。

しかし、本委員長報告の調査報告には「質疑後に最終的な確認を行った際には、反対意見等もなく、参考人からの意見聴取の結果、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されていることを全会一致で確認をした」とあるが、議会の権限である調査権や議会制度を蔑ろにするものであり、意義を申し上げるものである。

7、調査の報告については、調査事件の(1)塩屋小学校跡地活用事業活用募集から今年（令和4年）4月26日までの事務処理に関する事項、(2)シージュース株式会社・一般財団法人大宜味ユーティリティーセンター・琉球フーズ株式会社の事業目的、企業に関する事項、(3)バナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分の事務処理に関する事項、(4)バナメイエビ養殖事業の承認のための地域住民に対する説明、同意や養殖施設整備のための意思決定、工事着手の確認に関する事項について、村から記録。資料の提出を求めたうえで、村企画観光課長兼プロジェクト推進室長福地亮を参考人招致して調査事件の4項目を包括的に5項目について参考人から意見聴取をした。

意見聴取や記録・資料の検証からわかってきたことは、次のとおりである。大宜味村立学校活用事業募集要項の1. 学校跡地の活用については、村の政策課題解決に寄与していける活用方策を検討し、平

成28年5月に大宜味村立学校跡地活用基本方針を策定し、その基本方針を踏まえて、学校跡地活用事業者を募集する。3. 利活用要件等(1)基本的な考え方 学校跡地は、大宜味村共有の貴重な財産であることから、村総合計画における村づくりの将来像や基本目標・理念を基に、村民全体の利益という観点から利活用を推進しつつ、教育・文化と地域コミュニティの中心としての役割を担ってきた施設でもあることから、次のことに配慮した事業であること。①地域活性化に寄与できることが見込まれ、地域住民からの理解が得られる事業であること。②教育・文化・福祉・産業・地元雇用等の地域振興に資する事業であること。③景観・自然環境保全に配慮した事業であること。④公益を害するおそれのある用途で利用する事業でないこと。また、大宜味村立学校跡地活用基本方針1. 跡地施設利用の条件等(3)地域拠点としての活用の考慮 学校は、地域に開かれた生涯学習、スポーツ等の活動として利用されており様々なコミュニティ活動が行われてきた。また、災害時には避難所となる体育館は地域の防災活動の拠点として重要な施設で、閉校後も体育館、運動場の機能の存在は地域から求められていますのでそれらを考慮する。

大宜味村立学校跡地活用事業応募申請書、大宜味村ユースセンター計画書は、ユースセンターで実施する施設の活用内容は下記のとおりである。(1)ユースセンターないで実施する施設内で実施する全事業の総合窓口、(2)スポーツ及び研究合宿施設、(3)IT技術者育成施設、(4)イベント施設、(5)飲食提供施設、(6)シークワサー果樹搾汁施設、(7)特産品ネット販売施設、(8)特産品在庫保管施設、(9)文化及び天然記念物の展示や資料の保管施設の施設計画となっている。

村長は村公共施設跡地活用方策検討委員会を経て交渉権者として決定をし、財産賃貸借契約を交わしている。

しかし、新規事業を実施するのにあたり、地域の理解を得ることなく、事業を実施したことに問題がある。また、不承認にした理由は、この事業の契約違反が続いたところにある等と。最終的な説明会で、再開申請に伴う事業説明を求めて、住民意見についても賛成することがない状況でほとんどが反対で、住民の理解がこれで完全ないと説明をしているが、新規事業を実施時に住民説明会を開催していても、村立学校跡地活用基本方針を策定し、その基本方針を踏まえて、学校跡地活用事業者を募集し、ユースセンターで実施する施設の活用計画内容で財産賃貸借契約を交わしているため、住民の同意を得ることは難しかったと推測ができる。そのために、意思決定をするにあたり、適法・適正・公平・効率的・民主的に行政執行しているならば、このような事例が起こらない。

損害賠償請求事件が起き、議会の存在意義が問われているものと判断をして、議会の調査機能を全うするためにも委員会を立ち上げて調査を行うことになった。村、契約業者及び事業実施業者や住民との調整不足や事業の遂行上の不手際から訴訟事件に発展したと判断をする。

行財政の運営や事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されていなかったことを認識し、再びこのような事件が起こらないような対策を強く望む。二元代表制の下で議員各人は己の信念の基に、村民の意見を村政に反映し、また、村民に代わって村政を適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているのかチェックする立場で、村政運営を健全化することで村民福祉の向上に努めることが議会の役割である。申し上げるまでもなく、議会は合議体であり、一議員の意見や発言に左右されるのではなく、各議員の多様な意見や議論の基に議会としての意見が集約されており、この基本的なことは、これまで同様これからも大宜味村議会の基本的な理念としてあり続けるものである。

本議会も、村民や役場当局の理解と信頼を得るべく努力をし、今後において大宜味村議会は二元代表

制の立場から、村当局と車の両輪のごとく村民福祉の向上を目指して村政運営の一翼を担っていただけることを切に願っている。との報告書が適当と考える。

よって、適正に行政運営が処理されているならば訴訟はあり得ない。村が敗訴や和解で村財政負担がないことが求められている。また、村長は、住民説明会や議会で被告は大宜味村であるので村民皆が訴えられているのだと本末転倒の説明をし、このことに同調する議員もいて印象操作を感じさせられる。さらに、村長選挙に立候補するため辞職した元議員もこれまでの村の対応に問題があったとしている点も無視できるものではない。本年度から施行された大宜味村議会基本条例によると、(村民参加及び村民との連携) 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、村民に対する説明責任を十分に果たさなければならないとあるが住民に説明責任を果たしたことになるので、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されている旨の本議案に対して反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対の意思を求め討論とします。

○ 議長(平良嗣男) 次に賛成者からの討論を行います。討論ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) 賛成討論の前に、100条委員会で委員長報告をした後に、本人が自ら反対討論をするという。これだけ軽く100条委員会が見られたのかなと思うと、非常に残念に思います。

それでは、塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会の委員長報告について、賛成の立場で討論を行います。

今回100条委員会で委員長報告のとおり、企画観光課長兼プロジェクト推進室長を参考人招致し、委員長自ら調査事件の4項目を意見聴取し、その結果、ほかの議員からの反対意見等もなく、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されていることを全会一致で我々は、皆さん、確認しましたよね。また、現在行われている裁判に関しても情報公開で裁判の結果、報告書を取り寄せいろいろ確認した結果、現在裁判は村側が有利に進められています。

今、解決に向かっておりますので、議員各位、委員会のとおり議員としての資質を守りながら今後の大宜味村発展のために、またこの選挙でいろいろな方が営業妨害を加えたユーティリティーセンターに対しても、我々議員として謝罪しないといけない部分もあると思いますので、その辺を理解して、皆さんの賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。よろしくをお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 次に反対者からの発言を許します。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) ありませんか。次に賛成者からの発言を許します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番(宮城 貢) 今回の『塩屋小学校跡地の活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会』委員長報告について、賛成の立場で討論いたします。

本委員会調査報告は、1 調査の趣旨は、村が塩屋小学校跡地活用事業においてバナメイエビ養殖事業の承認や取消処分を行ったために損害賠償請求事件になっている。行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されているか。議会の権限である調査権(法第100条第1項)を発動して真相究明する必要があると定義されている。2 調査特別委員会の設置、3 調査事件、4 委員会の開催状況、5 記録、資料の提出、6 調査の内容、7 調査の報告となっています。調査報告の締めは、質疑後に最終的な確認を行った際には、反対意見等もなく、参考人からの意見聴取の結果、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されていることを全会一致で確認した。皆さん、おかしくありませんか。今回の100条委員会の設置は一体何だったの

でしょうか。調査の趣旨は真相究明され、何一つ疑惑もなく全会一致で承認されました。今回の100条委員会の設置は、選挙前に新聞の記事にして村長には疑惑があるのだと大宜味村議会を選挙の愚に利用したことであったと思われまます。

令和4年6月議会の質問の中で、私の問いに対し、宮城功光村長は『大宜味村議員が『ぜひ裁判に持ってほしい。悪くても和解の話が出てくるはずだから、そういう風に進めたらどうか』と言っていたとお聞きした』と答えています。村民を裏切り、相手原告側に立つ村民に対し怒りをもって今後も話していきたいです。今後、再び100条委員会が設置されるかもしれません。次期村長予定者が、沖縄タイムス、琉球新報の紙面で『裁判の和解を考えている』と原告側にメッセージを送っています。裁判の和解は、大宜味村に金銭の支払いが発生するということです。村民への重大な背任行為です。裁判継続中の現在、村当局からの説明を聞かず、原告利害関係者からの情報で判断しての発言は、今後、行政事務手続きより政治判断で行政を進めていくと、100条委員会の設置を村民から要望されていくと思います。

よって議員各位のご理解と賛同を賜りますようお願い申し上げ賛成の討論といたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私は、議案第46号について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの委員長報告、反対討論を聞いてもうびっくり仰天です。委員会の委員長がまさか本会議で反対討論をするということは夢にも思っていないく、何の資料も準備しておりません。今感じたことを素直にそのまま言います。

委員会の委員長が自分の報告に対して、自分に対して反対討論を行う。もうこれは大宜味村議会始めて以来の出来事だと思っております。大宜味村ではなく、全国でも初ではないか。6月にもこの応訴費用を否決した地方自治で定められた地方公共団体の事務の一環であるこの応訴費用を否決されたことも全国初ということではありますが、ここ3か月で全国初が2件も大宜味村議会に出ていたということは大変残念であります。

委員長は先ほど、議会は一議員の発言にて左右されるものではないと言っているんですが、あなたが一番問題なんです。あなたがこの議会、委員会全てをごちゃごちゃにしているんですよ。もう少し考えて発言してください。どう思いますか。あなたにふさわしい沖縄の方言がありますので、提言しておきます。「慶良間ヤミーシガ、まつ毛はミーラン」という言葉がありますので、これはもう説明はしませんが、自分で調べて、よく肝に銘じて今後の議会活動をしてほしいと思います。

先ほど委員長は、委員長報告の中で最終確認を行った際に、「反対意見等もなく、参考人からの意見聴取の結果、行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適法・適正・公平・効率的・民主的に執行されていることを全会一致で確認した」と、あなたはこの場で報告しているんですよ。こう報告しながら、また何と言いましたか。反対討論ではいろいろと言っておりましたが、これが本当の意見書ですとか何とか言っていたんですが、あなたはどういう立場で考えているんですかね。あなたが言っている公正・公平というのは、この意味はどういうことですか。あなたがやっていることは不公平、こういうことばかり言っておりますので、こういう討論も本当は予定になかったんですが、あまりにも委員長の報告に対して、もう我慢ができなく討論に立ちました。

あなたはこれまでも、私に対して議会を無視したことを2回もやってきているんですよ。そういいながら人前ではかっこいいことばかりを並べてこれを主張する。この人間の考えが分かりません。もう



少し自分本位ではなく、村民本位の物の考え方でいろいろ大宜味村のために頑張っていくことを願って、賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第46号 「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」報告について採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 認定第1号 令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 認定第1号について、二、三点、聞きたいことがあります、質疑いたします。

例年のごとくこの決算には不納欠損が出てくるわけですが、今年度も230万円余りの不納欠損が出ておりますが、これも前年度、令和2年度の不納欠損と同額程度であります、その辺は皆さんも頑張っていると思うんですが、そこにおいてですね、この徴収の仕方について、もう少しお聞きしたい点があります。

前年度は、債権放棄もいろいろあってですね、今回はスムーズに行っているところもあったと思いますが、この徴収の取り組み方についてお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

徴収の方法に関しては、基本的には納付書を送付しまして、その方々に支払いしてもらったり、銀行口座からの引き落とし等でももちろん行いますが、滞納がある方に関しましては、こちらとしても調査をですね、銀行のほうに預金調査するなり、ばらまき調査というんですが、各銀行ですね、ゆうちょ、農協も含め調査を行っております。その中でまた差し押さえ等も個別に、給与等の差し押さえなども行っております。

直接銀行の窓口に行つての預金調査であったり、いろいろな方法で、昨年度、令和3年度についてはばらまき調査が280件程度、差し押さえ4件ということで、例年300件程度の調査も行いながら徴収のほうを執り行っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 日々、業務の傍ら、また通常業務もあるということで大変御苦労さんであります。

この監査意見書の、村税に関わる不納欠損の処分については関係法令にのっとり、適正に処理されて

いるものと認められたとあります。もちろん関係の15条とか18条にのっとったと思うんですが、これにのっとってやることは関係法令にのっとって適正に処理はされているわけですね。しかし、この18条、15条に行くまでの過程はどうだったのかということをごすね、もう少し徴収業務の中でも大変重要なポイントとしますので、そこはぜひごすね、この税収というのはやっぱり大宜味村の財源の中には自主財源と依存財源があつて、この自主財源の中で、自主財源も大体全体の43%ということでありごすので、この43%の中でも村税というのは約43%、約半数近くは村税で自主財源を賄っている形でありごすので、そこはなるべく不納欠損が出ないような形で頑張ってもらいたいと思ひごすますが、いかがごすでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

議員御指摘のとおり自主財源の確保というのは大分重要となっておりますので、不納欠損を行うにしても各種手続ごすね、調査等も確実に行いながら、生保等取れない方というのは即時消滅という形で法律上のものに基づいてごすね、そういったことも確認しながら適正に処理していきたくと思ひごすます。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 村の自主財源の徴収が多ければ多いほど、村の財政力の弾力性もまた出てくると思ひごすので、よろしくお願ひしたいと思ひごすます。

あと一つは、これは使用料と給食費ごすか、令和3年度は不納欠損が出ておりごすません。大変頑張っているというふうにお思ひごすます。給食費に関しては未済額もゼロでありごすし、大変頑張っていることと思ひごすますが、これは住宅使用料については不納欠損なんごすごす、未済額が滞納繰越とか、この未済額が400万円余りもありごすので、その辺をもう少し力を入れて頑張っていくよう、こつちからお願ひと言つたらちょっと申しごすないんごすごす、頑張ってもらいたい。そこを期待して質疑を終わりたいと思ひごすます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありごすごすか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしごすたいと思ひごすます。

御異議ありごすごすごすか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めごすます。

したがって認定第1号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定ごすました。

---

#### ◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 認定第2号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題としごすます。

これから質疑を行います。質疑ありごすごすごすか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めごすます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第2号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第16 認定第3号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決  
算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第3号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第17 認定第4号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出  
決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第18 認定第5号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

#### ◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第19 認定第6号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定につ  
いてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第6号については、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会及び決算審査特別  
委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名  
簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のと  
おり選任することに決定しました。

---

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前11時37分)

- 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時43分)

---

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大城佐一議員、副委員長に宮城良治議員、決算審査特別委員会委員長に宮城良治議員、副委員長に仲井間宗利議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時45分)

## 令和4年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和4年9月22日

### 1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和4年9月22日 午前10時00分)

閉 会 (令和4年9月22日 午前11時00分)

### 2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第35号	財産の貸付について（カシアの試験栽培）	委員長報告 質疑～表決
2	議案第37号	令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第38号	大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
4	議案第36号	財産の貸付について（長寿と癒しの森エリア）	委員長報告 質疑～表決
5	議案第39号	財産の取得について（大宜味村新庁舎什器・議場家具購入）	委員長報告 質疑～表決
6	議案第41号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	委員長報告 質疑～表決
7	議案第43号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案第40号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
9	認定第1号	令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
10	認定第2号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
11	認定第3号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
12	認定第4号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第5号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第6号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	陳情第12号	持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書について	委員長報告 質疑～表決
16	陳情第11号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情について	委員長報告 質疑～表決
17	意見案第1号	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第35号及び議案第37号～議案第38号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第27号 議案第35号 財産の貸付について（カシアの試験栽培）、日程第2 議案第37号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について及び日程第3 議案第38号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について、3件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第132号

令和4年9月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第35号	財産の貸付について（カシアの試験栽培）	可 決 全会一致
議案第37号	令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について	可 決 全会一致
議案第38号	大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について	可 決 全会一致

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第35号、議案第37号、議案第38号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、産業振興課長及び建設環境課長の出席を求め、9月15日午後1時30分からの審査を1時間30分繰り上げて12時から行いました。

議案第35号 財産の貸付について（カシアの試験栽培）について、説明いたします。



本件は、村が所有するカシア林から採取する種苗を使用して、エスビー食品株式会社が2箇所の指定場所に試験栽培を行い、カシアの産地化を目指し、地域活性化に寄与することを目的としており、大宜味村林野条例に基づく貸付であります。貸付面積は2か所で2,000平方メートル。

貸付の相手、東京都板橋区宮本町38-8、名称、エスビー食品株式会社、氏名、スパイスコントロール室長 佐竹 良昭。

貸付期間、令和4年10月1日から令和14年9月30日までとするものです。

議案第35号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に

議案第37号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について、説明いたします。

本件は、根路銘集落と上原集落を結ぶ道路で、沈下等による舗装版の亀裂など路面状態が悪く、法面からの落石も見られ、民家や通行車両にも危険な状態となっており早急な整備が必要です。また、道路を改築することにより緊急時及び地域住民の安全確保と地域利便性向上を図る目的で実施する工事です。工事概要は、道路改良工事 延長121.4mとなっております。

1、契約の目的、令和4年度 村道根路銘上原線道路改良工事、2、契約の方法、指名競争入札による契約、3、契約金額、金102,630,000円、4、契約の相手、大宜味村字白浜442-657、有限会社山城建設、代表取締役 山城 小代美。

工期限は、令和5年3月28日までとなっております。

議案第37号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

議案第38号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について、説明いたします。

本件は、現在実施している大宜味村新庁舎整備事業の外構工事となっております。工事の主な内容が、舗装工、面積が2,727㎡と擁壁工一式、排水工延長が476mとなっております。

1、契約の目的、大宜味村新庁舎建設外構工事、2、契約の方法、指名競争入札による契約、3、契約金額、金100,100,000円、4、契約の相手、大宜味村字喜如嘉1117番地の1、株式会社丸孝組、代表取締役 前田 孝明。

工期限は、令和5年3月24日までとなっております。

議案第38号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時10分)

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

---

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第35号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第35号 財産の貸付について（カシアの試験栽培）を採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。  
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第37号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第37号 令和4年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約についてを採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。  
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第38号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第38号 大宜味村新庁舎建設外構工事の請負契約についてを採決します。  
本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。  
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第36号及び議案第39号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第36号 財産の貸付について（長寿と癒しの森エリア）及び日程第5 議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎什器・議場家具購入）、2件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会副委員長。

大議第134号

令和4年9月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

総務常任委員会

副委員長 大城邦彦

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第36号	財産の貸付について（長寿と癒しの森エリア）	可決 全会一致
議案第39号	財産の取得について（大宜味村新庁舎什器・議場家具購入）	可決 全会一致

（大城邦彦総務常任委員会副委員長 登壇）

○ 総務常任委員会副委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第36号、議案第39号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び企画観光課長兼プロジェクト推進室長の出席を求め、9月16日午前10時からの審査を行いました。

議案第36号 財産の貸付について（長寿と癒しの森エリア）について、説明いたします。

本件は、平成12年に村民の森構想があった、長寿と癒しの森整備計画地域で、村の重点プロジェクトにも位置付けられております。この地域を民間活力により効果を高めることが期待できるものとして、企業誘致の方策を定め、令和3年12月に企画提案型で一般公募を行っております。

民間活力による産業の活性化とその波及による経済環境及び定住促進に繋げることを目的に財産の貸付を行うものです。貸付面積は長寿と癒しの森エリア99,500平方メートル以内。

貸付の相手、大宜味村字饒波2216番地1、名称、大宜味サーキュラービレッジ株式会社、氏名、饒平名知育となっております。

貸付期間、令和4年10月1日から令和24年3月31日までとするものです。

議案第36号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に

議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎什器・議場家具購入）について、説明いたします。

本件は、新庁舎移転に伴う庁舎の什器及び議場家具購入に伴う契約となっております。

契約金額、金103,180,000円、契約の相手、那覇市字仲井真400番1海邦産業ビル2階、株式会社エマ

オ、代表取締役 安次富淳子。

履行期限は、令和5年3月29日までとなっております。

議案第39号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第36号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 財産の貸付について（長寿と癒しの森エリア）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎什器・議場家具購入）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 財産の取得について（大宜味村新庁舎什器・議場家具購入）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号及び議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第41号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）及び日程第7 議案第43号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の2件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第136号

令和4年9月22日

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第41号	令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	原案可決 全会一致
議案第43号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致

（大城佐一予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第41号及び議案第43号の2件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、9月16日午後1時30分からの審査を1時間50分繰り上げて午前10時40分から行いました。

議案第41号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）の主な内容は、新個人情報保護制度対応支援業務委託、税公金支払機、空家等対策計画及び空家・空地等利活用促進計画策定業務委託、農林水産施設災害復旧費、予備費による補正で、254,202千円の増額補正であります。

次に、議案第43号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容は、塩屋上原配水池水位調整弁修繕等及び簡易水道ろ過砂追加業務委託料による補正で、6,249千円の増額補正であります。

議案第41号及び議案第43号の2件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げ、報告といたします。

ご審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第41号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和4年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第40号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第9 認定第1号 令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第2号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第3号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第5号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第14 認定第6号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大議第137号

令和4年9月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

決算審査特別委員会

委員長 宮城良治

#### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第40号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可決 全会一致
認定第1号	令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第2号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第3号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第4号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第5号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第6号	令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認定 全会一致

(宮城良治決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 決算審査特別委員会委員長（宮城良治） ただいま議題となりました議案第40号及び認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月20日、21日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。また、質疑においては村長及び教育長出席のもと審査を行いました。

議案第40号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

認定第1号 令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び、

認定第6号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件については、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げ、報告いたします。

ご審議のほどお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第40号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認め……。

決算審査特別委員会委員長。

- 決算審査特別委員会委員長（宮城良治） 訂正します。

先ほどの認定第6号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての、先ほど「7件」と言ったんですけれども、ここを「6件」についてに訂正します。よろしくをお願いします。

- 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第40号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和3年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって認定第1号は、認定することに決定しました。

これから認定第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



これから認定第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第2号は、認定することに決定しました。

これから認定第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第3号は、認定することに決定しました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第4号は、認定することに決定しました。

これから認定第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって認定第5号は、認定することに決定しました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和3年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって認定第6号は、認定することに決定しました。

---

#### ◎陳情第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 陳情第12号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第133号

令和4年9月22日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

#### 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理 番号	受 理 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
12	令和4年 8月23日	持続可能な農業生産基盤の確立に 関する要請書について	採択すべき	—	—

(宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました陳情第12号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書について、9月15日午後1時30分からの審査を1時間30分繰り上げて12時から審査を行いました。

結果、お手元に配布しております審査報告書のとおり、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第12号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第12号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第12号 持続可能な農業生産基盤の確立に関する要請書についてを採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって陳情第12号は、採択とすることに決定しました。

◎陳情第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 陳情第11号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 1 3 5 号

令和4年9月22日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

副委員長 大 城 邦 彦

## 陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

### 記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
11	令和4年7月12日	「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情について	採択すべき	意見書の送付が妥当	地方自治法第99条の措置

(大城邦彦総務常任委員会副委員長 登壇)

○ 総務常任委員会副委員長(大城邦彦) ただいま議題となりました陳情第11号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情について、9月16日午前10時から審議を行いました。

結果、お手元に配布しております審査報告書のとおり、全会一致をもって採択すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第11号の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第11号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第11号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する陳情についてを採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって陳情第11号は、採択とすることに決定しました。

---

### ◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第17 全員発議により提出されました意見案第1号「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。3番 仲井間宗利議員。

(3番 仲井間宗利議員 登壇)

○ 3番(仲井間宗利) おはようございます。

私事ではありますが、本議会をもって議員の職を辞することになりました。大変ありがとうございました。最後の意見を述べたいと思います。

意見案第1号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年9月22日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 仲井間宗利 大城佐一 宮城良治 大山美佐子 宮城 貢 吉浜 寛

賛成者 大城邦彦

提案理由 新型コロナウイルスの影響もあり、県内の失業率が全国よりも高い水準の状況の中で、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは必定である。よって「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限の延長が必要であるため。

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書

貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、2023年5月16日で有効期限を迎えます。

ご承知の通り、駐留軍雇用は米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下にあり、本質的には不安定な状況に置かれています。

(日米両政府は)

本県においては「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしておき、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されています。

海兵隊施設には4,857人(令和4年3月)、嘉手納以南の対象施設には3,622人(令和4年3月)の日本人従業員が勤務しており、状況如何によっては駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠であります。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率2%台後半で高止まりし、県内の失業率は全国よりも高い水準で推移しています。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も48.24歳と高い状況にあります。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥る事は必定であります。

よって、貴職におかれましては、駐留軍労働へのご理解と駐留軍関係離職者等臨時措置法の必要性をご賢察の上、同法の再延長実現にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

(あて先) 厚生労働大臣、防衛大臣。

以上です。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから意見案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の有効期限延長に関する意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって意見案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長(平良嗣男) 100条特別委員会委員長。

○ 塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会委員長(吉浜 覚) 令和4年9月15日に採決いたしました、議案第46号 「塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会」報告について、委員長報告の一部文言に、特別委員会記録と異なる文言がありましたので、これを次のとおり訂正して報告いたします。

訂正箇所については、報告書5ページの上段から3行目後半の「完全な内容」を「完全ではない内容」に改めるものです。

よろしく願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) ただいま塩屋小学校跡地活用事業活用におけるバナメイエビ養殖事業の承認、取り消し処分等の調査に関する特別委員会委員長よりの発言がございました。

これで委員長の発言を終わります。

---

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。  
したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。
- 

◎閉会の宣告

- 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。  
会議を閉じます。  
令和4年第6回大宜味村議会定例会を閉会します。  
大変お疲れさまでした。

(午前11時00分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長  
署名議員  
署名議員